

**環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
(CPTPP)：拡大、実施及び協力に関する閣僚共同声明
(仮訳)
(2026年6月26日)**

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の締約国である豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、英国及びベトナムの閣僚及び代表は、2026年6月26日にオンラインで会合した。

世界貿易体制に対する課題が増大する中で、我々は、WTOを中核とする、自由で、公正で、開かれた、透明で、包摂的かつルールに基づく貿易体制への共通のコミットメントを再確認した。我々は、CPTPPが経済統合を促進し、我々の経済の繁栄を支える上で引き続き重要な役割を果たすことを確保する決意である。

コスタリカ及びウルグアイの加入作業部会の進展

我々は、2026年5月のコスタリカのCPTPP加入交渉の実質的な妥結及び加入のための法的文書の準備に向けた進展を想起した。我々は、加入プロセスの完了を可能な限り速やかに正式なものとする事へのコミットメントを再確認する。

我々は、ウルグアイのCPTPP加入に関する加入作業部会において達成された進展を歓迎した。我々は、実質的な進展の達成を目的として同作業部会の作業を加速し、次のCPTPPの委員会の会合時に報告するよう指示した。

高い水準を促進しつつCPTPPの利益を拡大する

2025年11月にメルボルンで発出されたCPTPP閣僚共同声明において、我々は、アラブ首長国連邦、フィリピン及びインドネシアがオークランド原則に沿っていることを確認した。

同声明を踏まえ、我々は今般これらの選定されたエコノミーとの予備的議論を開始することを決定した。我々は高級実務者に対し、これを実施するための適切な手段を講じ進捗を報告するよう指示する。

我々は、これらの議論は、加入作業部会の設置の一部でも、それを保証するものでも、排除するものでもないことに留意する。加入に関する事項を含む、CPTPPの全ての決定は、引き続き締約国間のコンセンサスにより行われる。

我々は、オークランド原則に則った協定の継続的な拡大に引き続きコミットする。我々は、適切な場合には、加入に関する更なる決定を検討するため、2026年中に再度会合する意向である。

公正で透明かつ予見可能な貿易環境の確保

CPTPPの高い水準は、公正で透明かつ予見可能な貿易環境に寄与し、協定を通じて我々が互いに行った重要なコミットメントを反映しており、我々はこれらを維持するという共同のコミットメントを改めて表明する。

原産地規則並びに税関当局及び貿易円滑化に関するCPTPPの規定は、CPTPP特惠の一体性を維持し、迂回や違法な積替えといった不公正な貿易慣行のリスクを低減する上で不可欠である。

この点に関し、我々は特別作業部会を設置することを決定した。同作業部会は、我々の専門家にとって、原産地規則、税関当局及び貿易円滑化を含む分野において協力を深め、既存のCPTPPメカニズムをより効果的に活用するための選択肢を検討するための活発な場となる。さらに、我々は、日本が2026年7月にEU及びASEANとの具体的協力の一環として開催するワークショップを歓迎する。

協定の更新交渉及び協力に係る活動

我々は、メルボルンでの決定に基づき協定を更新・強化するための交渉及び協力の進展を歓迎するとともに、その作業を加速させ、次のCPTPPの委員会の会合時に進捗を報告するよう実務者に指示する。

貿易投資対話

我々は、CPTPPと東南アジア諸国連合（ASEAN）との間及びCPTPPと欧州連合（EU）との間の貿易投資対話に関するビジョンを再確認し、建設的かつ将来志向の関与への関心を共有した。我々は両対話を優先事項と位置付け、具体的成果を達成するための技術的議論の進展に向けた実務者の取組を歓迎した。

我々は、貿易投資対話を含む今後のいかなる取組も、CPTPP締約国のコンセンサスにより実施されることを確認した。